

知的財産判例セミナー

日時 2022年11月29日（火） 16:10～17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

意匠の類否判断についての一般論を示した最高裁判所第三小法廷の可撓性伸縮ホース事件判決（昭和49年3月19日判決[昭和45(行ツ)45号]）から、ほぼ半世紀が経ちます。意匠法は、その後部分意匠の登録を認めるようになり、近時の改正では空間や画像の意匠も保護の対象としました。直近では仮想空間内のデザイン保護の必要性までもが検討されています。判決当時とは法の内容に加えてこれを取り巻く環境が大きく異なる今日において、いまだ法運用に大きな影響を与え続けている同判決の意義を、改めて検討してみようと思います。

【1】講師紹介 16:10～16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15～17:25

「可撓性伸縮ホース事件最高裁第三小法廷判決を考える」

しろくま特許事務所弁理士 五味 飛鳥 氏

【3】学生によるコメント・質問 17:25～17:30

山口大学国際総合科学部4年 和田 啓佑 / 清水このみ

【4】質疑応答 17:30～17:40

参加
無料

登壇者/ 五味 飛鳥（ごみ あすか）

【経歴】

- ・日本大学芸術学部放送学科卒業
- ・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学
- ・弁理士（1997～）
- ・しろくま特許事務所（2008～）
- ・デザインと法協会理事（2019～）

お問い合わせ・お申込み 11/28（月）締切

*ご記入いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=221007114447>

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1
TEL : 0836-85-9942
E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☞こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報 提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点